

2004年10月28日

金融庁

「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」

(平成16年6月26日 バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」という。)公表)
の格付区分と告示素案の信用リスク区分との対応関係について

「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」においては、個社の格付表記が例示として使用されておりますが、当庁の規制素案においては、それぞれ表番号と信用区分の順番とを示す二つの番号で表記をしています。バーゼル委の格付区分と告示素案の信用リスク区分との対応関係については、以下の通りです。

なお、当文書はあくまでバーゼル委による格付区分と規制素案の信用リスク区分との対応関係とを便宜的に示すものであり、バーゼル委で例示に使用された個社の適格性及び格付区分とリスク・ウェイトの関係を定めるものではありません。

1. 中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー

バーゼル委 (パラグラフ53)	AAA ~ AA -	A + ~ A -	BBB + ~ BBB -	BB + ~ BB -	B + ~ B -	B - 未満	無格付
信用リスク区分 (第五十四条)	1 - 1	1 - 2	1 - 3	1 - 4	1 - 5	1 - 6	1 - 7
リスク・ウェイト (パーセント)	零	二十	五十	百	百	百五十	百

2. 国際開発銀行向けエクスポージャー

バーゼル委 (パラグラフ63)	AAA ~ AA -	A + ~ BBB -	BB + ~ B -	B - 未満	無格付
信用リスク区分 (第五十九条)	2 - 1	2 - 2	2 - 4	2 - 5	2 - 6
リスク・ウェイト (パーセント)	二十	五十	百	百五十	五十

3. 金融機関向けエクスポージャー

バーゼル委 (パラグラフ63)	AAA ~ AA -	A + ~ A -	BBB + ~ B -	B - 未満	無格付
信用リスク区分 (第六十四条)	3 - 1	3 - 2	3 - 3	3 - 4	3 - 5
リスク・ウェイト (パーセント)	二十	五十	百	百五十	百

4. 法人等向けエクスポージャー

バーゼル委 (パラグラフ66)	AAA ~ AA -	A + ~ A -	BBB + ~ BB -	BB - 未満	無格付
信用リスク区分 (第六十七条)	4 - 1	4 - 2	4 - 3	4 - 4	4 - 5
リスク・ウェイト (パーセント)	二十	五十	百	百五十	百

5. 短期格付

バーゼル委 (パラグラフ103)	A - 1 / P - 1	A - 2 / P - 2	A - 3 / P - 3	A - 3 / P - 3 未満
信用リスク区分 (第六十八条)	5 - 1	5 - 2	5 - 3	5 - 4
リスク・ウェイト (パーセント)	二十	五十	百	百五十